

現場代理人の兼任について

現場代理人の兼任要件の一部につきましては、令和6年9月30日までの期間限定で特例措置を適用してきましたが、同措置の適用期間が終了します。

特例措置終了後は、下記のとおり「長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領」に規定する本来の要件が適用されますので、お知らせします。

また、特例措置の終了に伴い、「現場代理人兼任届」、及び「連絡員配置届」の様式を修正しましたので、10月1日以降の案件からは、修正後の様式を使用してください。

記

	令和6年9月30日までに入札の公告、指名（見積）の通知を行う案件まで	令和6年10月1日以降に入札の公告、指名（見積）の通知を行う案件から
兼任可能件数	5件	2件
請負金額の制限	制限なし	4,000万円未満／件
配置する連絡員	元請負者又は下請負者の社員	元請負者の社員

※既に特例措置を適用して兼任を行っている工事について、改めて本来の要件に適合させる必要はありません。

（参考）長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領 抜粋

現場代理人は、**次の各号のいずれにも該当する工事**で、対象となる全ての工事について発注者に現場代理人兼任届（様式第3号）及び連絡員配置届（様式第4号）を提出した場合は、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができる。

- （1）長野市（上下水道局を含む。）が発注した工事であること（ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事で、当該機関の長が兼任を認めた場合は、この限りではない。）。
- （2）当初の請負金額が**いずれも4千万円未満の工事**であること。
- （3）兼任する工事現場が、いずれも長野市内であること。
- （4）兼任する全ての工事現場について、常駐、かつ、**元請負者の社員**である連絡員を配置できること。
- （5）設計図書等において、兼任できない旨が示されていないこと。
- （6）同一の現場代理人が兼任することができる工事の数は**2件まで**とする。
- （7）現場代理人が兼任することができる条件を満たさなくなった場合は、現場代理人を兼任している全ての工事について発注者に、現場代理人兼任解除届（様式第5号）を提出するとともに、条件を満たさなくなった工事における常駐の現場代理人を新たに配置し、当該工事の発注者に現場代理人等変更通知書を提出するものとする。